

平成30年 9月13日
環境生活部環境保全課

産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

1 被処分者

- (1) 住 所 宮城県石巻市門脇字明神29番地3
(2) 名 称 有限会社東邦総合開発
(3) 代 表 者 代表取締役 ^{かつしか}勝然 ^{としお}利雄
(4) 許可の区分 産業廃棄物収集運搬業（許可番号 00201099594）

2 不利益処分の内容

平成30年9月13日をもって上記1（4）の許可を取り消す。

3 処分年月日

平成30年9月13日

4 不利益処分の原因となる事実

刑法（明治40年法律第45号）第204条の罪（傷害）を犯し平成25年11月29日に罰金20万円の刑の執行を終えた者を平成30年5月17日に本件被処分者の役員としたことにより、被処分者が法第14条第5項第2号ニの規定（欠格要件）に該当するに至ったことは、法第14条の3の2第1項第4号の規定（取消事由）に該当するものである。